

青森県果報

第二千五百五十一号

平成十五年三月二十四日(月曜日)

目次

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更………	(市振興町課)	一
右 同……………	(同)	二
青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………	(青少年男女共同参画課)	二
青森県青年農業者等育成センターとして指定されている法人の名称変更の届出……………	(構造政策課)	二
保安林の指定……………	(林政課)	三
右 同……………	(同)	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(漁港漁場整備課)	四
右 同……………	(同)	五
右 同……………	(同)	五
道路の区域の変更……………	(道路課)	六
道路の供用の開始……………	(同)	七
河川法による兼用工作物の管理……………	(河川砂防課)	八
都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課)	八
公 告……………	(障害福祉課)	八

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………

(事務局) …… 九

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………

(生活安全企画課) …… 九

告

示

青森県告示第七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、横浜町長から横浜町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を上北郡横浜町字下川原に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

上北郡横浜町字下川原五六、六一、六五の一、六七、九〇の一、九三の一、一一四の三及びこれらの区域に介在する道路である国有地の地先公有水面埋立地 一一、〇四八・一五平方メートル

青森県告示第百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、横浜町長から横浜町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を上北郡横浜町字稲荷平に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

上北郡横浜町字稲荷平六の一及びこれに隣接する水路である国有地の地先公有水面埋立地 一、八七〇・二八平方メートル

青森県告示第百七十三号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
二七三	書籍	DOPE ザ・ベストマガジンオリジナル三月号増刊	KKベストセラーズ	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二七四		ガツン! 四月号		
二七五		トップ・スピード 四月号		
二七六		ストリート・シユガー・スペシャル4 Street SUGAR 四月号増刊	サン出版	
二七七		コミック快楽天 四月号		
二七八		Chuっスペシャル 四月号	ワニマガジン社	

二七九

Hip&Lipチユッスベシヤル
三月号増刊Chuっ三月号増刊
〇六二二六・三

二七八

アクションカメラ
四月号

二七八〇

月刊アサヒ芸能エンタメ
四月号

二七八一

コミックまあるまん
四月号

二七八二

COMICポプリクラブ
四月号

二七八三

BOY Sピアス
四月号

二七八四

セレブ・ガールズ005
ウォーB組四月号増刊号

二七八五

レディースコミック微熱
四月号

二七八六

BUBKASpecial9
お宝ワイドショー四月号増刊
〇二二八四・四

二七八七

月刊コール
三月号

二七八八

ノーアダプ
ランニング

青森県告示第百七十四号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第五条第三項の規定により、次のとおり青森県青年農業者等育成センターから名称を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

変更前	区分	名 称	住 所	事務所の所在地	変更年月日
村開発公社	社団法人青森県農村開発公社	青森市新町二丁目四の一	青森市新町二丁目四の一	平成一五年四月一	

二七九	三月号増刊Chuっ三月号増刊 〇六二二六・三				
二七八	アクションカメラ 四月号				
二七八〇	月刊アサヒ芸能エンタメ 四月号				
二七八一	コミックまあるまん 四月号				
二七八二	COMICポプリクラブ 四月号				
二七八三	BOY Sピアス 四月号				
二七八四	セレブ・ガールズ005 ウォーB組四月号増刊号				
二七八五	レディースコミック微熱 四月号				
二七八六	BUBKASpecial9 お宝ワイドショー四月号増刊 〇二二八四・四				
二七八七	月刊コール 三月号				
二七八八	ノーアダプ ランニング				

変更後 社団法人青い森農
林振興公社

青森県告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

青森市大字横内字鏡山一四の一〇四（次の図に示す部分に限る。）

一四の四、四三の六、四三の七、三三の三五、三三の三六、一四の一〇五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

西津軽郡森田村大字床舞字藤山二四一・二五一・二五三・二五四・二五八の二・

二六四の一・二六五の一・二六六の一・二六九・大字森田字月見野四八一の一三・

四八一の一八・四八七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

大字床舞字藤山二三一・二五二・二五五・二五六の二、二六六の三、二六七の一

から二六七の四まで、二六七の六、二六八の一、二七〇、大字森田字月見野四八

一の一〇から四八一の三三まで、四八一の三九、四八一の四七から四八一の四九

まで、四八三の一、四八三の二、四八五の一、四八六の一、四八六の二、四八七

の五、五四五の三、五四五の四、五四六の一、五四七、五四九の一、五五〇の一、

五五一

(一) 保安林指定の目的

干害の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

西津軽郡森田村大字床舞字藤山二四一・二五一・二五三・二五四・二五八の二・

二六四の一・二六五の一・二六六の一・二六九・大字森田字月見野四八一の一三・

四八一の一八・四八七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

大字床舞字藤山二三一・二五二・二五五・二五六の二、二六六の三、二六七の一

から二六七の四まで、二六七の六、二六八の一、二七〇、大字森田字月見野四八

一の一〇から四八一の三三まで、四八一の三九、四八一の四七から四八一の四九

まで、四八三の一、四八三の二、四八五の一、四八六の一、四八六の二、四八七

の五、五四五の三、五四五の四、五四六の一、五四七、五四九の一、五五〇の一、

五五二

(一) 保安林指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び森田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百七十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十二年四月十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年三月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに三厩村役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村字中浜七九の五から一三二の一に至る地先公有水面

2 区域

次の 地点と 地点を直線で結んだ線、 地点から五一度四七分二五秒二五・四九メートル地点を円心とする半径五二・五〇メートルの円周で 地点から 地点までを結ぶ北東側の円弧、 地点から一〇二度二五分四四秒一八・〇四メートル地点を円心とする半径一四・五〇メートルの円周で 地点から 地点までを結ぶ東側の円弧、 地点と 地点を直線で結んだ線、 地点から八七度五七分四三秒四五・八四メートル地点を円心とする半径四七・五〇メートルの円周で 地点から 地点までを結ぶ南側の円弧、 地点から 地点までを順次に直線で結んだ線及び 地点と㊸の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・六三四)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域の内、村、村、村、及び村 の四点で囲まれた部分並びに村ア、村イ、村ウ、村エの四点で囲まれた部分を除いた区域

の地点 東津軽郡三厩村字中浜地先に設置された三厩漁港一〇号離岸堤南側先端部から一五八度二四分E二八二・五六メートルの地点

- の地点 地点から六六度〇二分E四六・〇七メートルの地点
- の地点 地点から九〇度四一分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一〇一度三六分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一一二度三一分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一二二度二六分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一三四度二〇分E七・四六メートルの地点
- の地点 地点から九九度四一分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一三九度一〇分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一七八度三九分E五・九二メートルの地点
- の地点 地点から一五三度二一分E五九・〇五メートルの地点
- の地点 地点から一五三度五八分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一四一度五五分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一二九度五一分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一一七度四六分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から一〇五度四三分E一〇・〇〇メートルの地点

- の地点 地点から九三度三九分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から八一度三五分E一〇・〇〇メートルの地点
- の地点 地点から六九度三一分E二・九二メートルの地点
- の地点 地点から六六度〇二分E一五・〇三メートルの地点
- 21の地点 地点から一五六度〇二分E五九・四八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一五八度五六分E七・六一メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一一一度一五分W七・五一メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一五八度五八分E三・八一メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一一一度一四分W二六・六四メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一二度二〇分W二・三〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一一度一五分W四〇・三二メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一五八度三九分E〇・九八メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一一一度三九分W一〇・九〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一六一度一五分E〇・六三メートルの地点
- 31の地点 30の地点から一一一度一七分W一七・二三メートルの地点
- 村の地点 地点から一三三度四六分E一八八・六三メートルの地点
- 村の地点 村の地点から一五六度〇八分E二〇・〇〇メートルの地点
- 村の地点 村の地点から二四六度〇八分E五・〇〇メートルの地点
- 村の地点 村の地点から二三度五二分W二〇・〇〇メートルの地点
- 村アの地点 地点から一三三度五八分E一三七・九七メートルの地点
- 村イの地点 村アの地点から一五六度一五分E八・〇〇メートルの地点
- 村ウの地点 村イの地点から一一三度四分W一一・二五メートルの地点
- 村工の地点 村ウの地点から二三度四分W八・〇〇メートルの地点

3 面積 一四、〇五四・〇〇平方メートル

青森県告示第百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年四月十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年三月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに三厩村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

東津軽郡三厩村字本町五九

三厩村

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡三厩村大字宇鉄字釜野沢一一

三厩村長 柳谷光雄

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村字中浜一三二の一地先公有水面

2 区域

次の村アの地点から村工の地点までを順次に直線で結んだ線及び村アの地点と

村工の地点を結ぶ直線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村字中浜地先に設置された三厩漁港一〇号離岸堤南側先

端部から一五八度二四分E二八二・五六メートルの地点

村アの地点 地点から一三三度五八分E一三七・九七メートルの地点

村イの地点 村アの地点から一五六度一五分E八・〇〇メートルの地点

村ウの地点 村イの地点から一一三度四分W一一・二五メートルの地点

村工の地点 村ウの地点から二三度四分W八・〇〇メートルの地点

3 面積

九〇・〇〇平方メートル

青森県告示第百七十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二年四月十八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年三月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

で、同条第二項の規定により告示する。
 なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに三厩村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
 青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
 青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村字中浜一三二の一地先公有水面

2 区域

次の村 の地点から村 の地点までを順次に直線で結んだ線及び村 の地点と村 の地点を結ぶ直線により囲まれた区域

県の地点 東津軽郡三厩村字中浜地先に設置された三厩漁港一〇号離岸堤南側

先端部から一五七度五三分二八四・一〇メートルの地点

村 の地点 県の地点から一三四度一四分一八五・七二メートルの地点

村 の地点 村 の地点から二四六度八分五・〇〇メートルの地点

村 の地点 村 の地点から一五六度八分二〇・〇〇メートルの地点

村 の地点 村 の地点から六六度八分五・〇〇メートルの地点

3 面積

一〇〇・〇〇平方メートル

青森県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

図面番号	道路種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸百石線	前	後	前	一、七・四〇メートルから一三・四〇メートルまで	一、〇二六・〇〇メートル	
2	県道	東北横浜線	前	後	前	一七・七・九〇メートルから一七・七・二〇メートルまで	一、〇二六・〇〇メートル	
			前	後	前	一七・五・五〇メートルから一七・五・〇〇メートルまで	二、八〇六・〇〇メートル	
			前	後	前	九四・八・五〇メートルから九四・八・〇〇メートルまで	二、七五四・〇〇メートル	
			後	前	後	九四・八・〇〇メートルから九四・五・〇〇メートルまで	二、七五四・〇〇メートル	

青森県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年四月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始日

6	5	4	3	
県道	県道	国道	県道	
関根蒲野沢線	むつ尻屋崎線	三三八号	三沢十和田線	
むつ市大字関根字水川目三二九まで	むつ市大字関根字南関根六〇の一から	下北郡佐井村大字長後字縫道石国有林三一五林班ろ小班から	上北郡六戸町大字犬落瀬字柳沢二六五の一から	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百五五の九五まで
後	後	後	後	前
四一・五〇メートル	二四・五〇メートル	七一・四〇メートル	四四・〇〇メートル	四九・〇〇メートル
九二八・〇〇メートル	七四〇・〇〇メートル	二二〇・〇〇メートル	四、二四〇・〇〇メートル	二、五四四・一〇メートル

国道 三三八号	県道 八戸百石線	県道 五所川原浪岡線	平成一五・三二六
下北郡佐井村大字長後字縫道石国有林三一五林班ろ小班まで	上北郡百石町一丁目七三三の三二六まで	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字東花岡五四の七	
一五・四・一	一五・三・三		

県道 むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二六の二から 下北郡東通村大字野牛字釜ノ平二三の二まで	一五・三四
県道 関根蒲野沢線	むつ市大字関根字水川目三二三の二から むつ市大字関根字水川目三二九まで	"
県道 九艘泊脇野沢線	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向一五六の八 から 下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向一三九まで	"

青森県告示第百八十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により二級河川沖館川水系沖館川河川管理者青森県知事木村守男と青森市道三内丸山三四号線道路管理者佐々木誠造との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 河川の名称
 - 二級河川沖館川水系沖館川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
 - 沖館川多目的遊水地右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
 - 青森市大字三内字丸山二四四地先から六四の三地先まで
- 四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 青森市道管理者
 - 2 住所 青森市中央一丁目二二の五
 - 3 代表者の氏名 青森市道管理者 青森市長 佐々木誠造
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の

附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成十五年三月十三日から道路の存続する日まで

青森県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十五年三月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称
 - 弘前市
- 二 都市計画事業の種類
 - 弘前広域都市計画公園事業（三・三・八号福村公園）
- 三 事業施行期間
 - 平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二

項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

適合証交付に係る公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
生活支援ハウスア イビス・有料老人 ホームシーガル	八 戸 市 湊 高 台 二 丁 目 三 の 一 〇	保 健 ・ 福 祉 施 設	平 成 一 五 ・ 三 ・ 二

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十五年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 三、九〇五人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二 六五、八六八人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、九三七 人
西津軽郡選挙区	一八、三一七 人
南津軽郡選挙区	二六、一八五 人
北津軽郡選挙区	一七、一八二 人
上北郡選挙区	三、一一〇 人
下北郡選挙区	一〇、六四九 人
三戸郡選挙区	二四、六二四 人
青森市選挙区	七九、七六五 人
弘前市選挙区	五二、二〇二 人
八戸市選挙区	六四、一三〇 人
黒石市選挙区	一〇、五九六 人
五所川原市選挙区	一三、三三四 人
十和田市選挙区	一六、七二五 人
三沢市選挙区	一、三〇五 人
むつ市選挙区	一三、三四七 人

公安委員会

青森県公安委員会告示第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

〃	〃	回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	ばちんこ遊技機	遊技機の種類
ギガファイバー	アウルズフォレスト	ヤジユウR	CRゼビウスWZ	CRゼビウスY	CRゼビウスX	CR森の石松S	CR森の石松	CRマリンワールドD	CRマリンワールドA	CR・神龍物語XJ	CR天才バカボン2GE	CR天才バカボン2W	CR天才バカボン2XE	CRキン肉マンFX	型 式 名
株式会社タイドー	株式会社マツヤ商会	株式会社ロデオ	〃	〃	株式会社高尾	〃	株式会社ミスホ	〃	株式会社藤商事	株式会社平和	〃	〃	株式会社大一商会	マルホン工業株式会社	製造業者又は輸入業者名

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭